## 意見書

K経企発 第12号 平成21年1月30日

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵 便 番 号 530-0047

( ふ り が な ) おおさかし きたく にしてんま 5ちょうめ14ばん10ごう

住 所 大阪市北区西天満 5 丁目 14 番 10 号

(ふりがな) かぶしきがいしゃ けいおぶていこむ

氏 名 株式会社 ケイ・オプティコム

 とりしまりやくしゃちょう
 たなべ ただお

 取締役社長
 田邉 忠夫

連 絡 先 経営戦略グループ

TEL

FAX

「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2008年度)(案)に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

		<u>別紙</u>
検証結果案		意見
(3)指定電気通	ア NTT及びNT	「(ア)NTT東西の116窓口及びウェブサイトにおいて、利用者が加入電話移
信設備制度に	T東西に所要	転転居の手続を行う際にフレッツ光サービスの営業活動が行われており、累
係る禁止行為	の措置を要請	次の競争ルールに反しているとの指摘(意見48)について」の検証結果(案)
規制等	する事項	
		[弊社意見]
		所要の措置を要請することに賛同いたします。
		要請にあたっては、NTT東西における措置が、単に文書による指示や会議
		等での説明に止まることなく、ロケーションの物理的な隔離、運営体制の分
		離、窓口でのトークスクリプトの見直し等、より実効的かつ実質的なものとなる
		よう指導・徹底いただくことを要望いたします。
		└────────────────────────────────────
		られていないNTT東日本の実質的な放送事業への参入であるとの指摘(意見
		63)について」の検証結果(案)
		[弊社意見]
		所要の措置を要請することに賛同いたします。
		検証結果(案)では、NTT東日本のみが対象となっておりますが、昨年12
		月より、西日本エリアにおいても「フレッツ・テレビ」サービスが提供開始されて
		いることを踏まえ、同種問題の未然防止の観点から、NTT西日本に対しても
		同様の措置要請を実施いただくことが必要と考えます。
		また、NTT東西による放送サービスの販売受託の根拠となる「目標達成業
		務」の認可につきましては、当該業務が認可された平成11年当時と市場環境
		が一変していることから、改めて認可内容や認可条件を検証のうえ、必要な見
		直しを行うべきであると考えます。
		「(ウ)NTT東西の県域等子会社(100%子会社)はNTT東西と実質的に一体
		であるとみなし、禁止行為規制を適用すべきとの指摘(意見37)について」の
		検証結果(案)
		  【弊社意見】
		100%出資、「NTT西日本一〇〇」という社名の利用、役員兼務によって、
		NTT東西と県域等子会社が実質的に一体経営されており、また消費者からも
		混同されていることは明らかであります。
		規制が適用されない子会社が関与することで、規制逃れが可能となること

は、NTT再編や指定電気通信設備制度の趣旨を損なうものと考えるため、役員兼任は当然のことながら、社名利用や人事交流等の禁止、さらにはNTTグ

ループの資本分離についても早急に検討すべきであると考えます。

		意見
(3)指定電気通	イ 引き続き注	「(イ)ドコモショップにおいて、NTTグループ他社商品の取扱いを禁止する措
信設備制度に	視する事項	置が必要との指摘(意見33)について」の検証結果(案)
係る禁止行為		
規制等		[弊社意見]
		NTT東西及びNTTドコモ自身が排他的な取引をしているか否かに関わら
		ず、結果的に販売代理店において、ドミナント事業者同士のサービスを一体的
		に販売することは、公正競争を阻害するものと考えます。
		よって、販売代理店の行為にも禁止行為規制等が適用されるよう追加的な
		措置を講じる必要があると考えます。
		「(エ)家電量販店で、NTT東西がOCNを優先的に取り扱っているおそれがあ
		るとの指摘(意見35、44、47)、OCNwith フレッツとNTTドコモの携帯電話
		の同時加入に対する高額ポイントの付与は、関連事業者のサービスを排他的
		に組み合わせた割引サービスの提供に相当するとの指摘(意見36)につい
		て」の検証結果(案)
		[弊社意見]
		NTT東西、NTTコミュニケーションズ及びNTTドコモ自身が排他的な取引を
		しているか否かに関わらず、結果的に販売代理店において、特定関係事業者
		やドミナント事業者同士のサービスを一体的に販売することは、公正競争を阻
		害するものと考えます。
		よって、販売代理店の行為にも禁止行為規制等が適用されるよう追加的な
		措置を講じる必要があると考えます。
		「(キ)NTT東西及びNTTドコモの通信レイヤーにおける市場支配力がグルー
		  プの連携等を活用して上位レイヤーへ不当に行使されていないか適時検証す
		べきとの指摘(意見41)について」の検証結果(案)
		[弊社意見]
		検証結果(案)に示されている事項に加え、NTT東西によるNGNを介したコ
		ンテンツプロバイダーの排他的な囲い込みの有無についても、注視いただくよ
		う要望いたします。

検証結果案		意見
(3)指定電気通	イ 引き続き注	「(ク)NTT西日本のフレッツ光のウェブサイトには、電話番号から住宅の種別
信設備制度に	視する事項	   を判別してサービスを案内する機能があり、また、電話帳等で公表していない
係る禁止行為		にもかかわらずNTT西日本の販売代理店からフレッツ光の電話勧誘やDMの
規制等		送付が行われていることから、NTT西日本が加入電話の顧客情報を利用して
		営業活動を行っているおそれがあるとの指摘(意見49、50)について」の検証
		結果(案)
		[弊社意見]
		ウェブサイトの問題に関して、参考資料の考え方(案)において、「NTT西日
		本から、設備情報を利用しており、また当該情報はNTT西日本との相互接続
		事業者であれば利用可能との説明を受けた」旨の記載がありますが、利用者
		に割り当てられた電話番号は、利用者と密接に紐付いているという点で、設備
		情報ではなく、顧客情報であるとも考えられます。
		また、仮に設備情報であっても、競争事業者が必ずしも接続事業者とは限ら
		ないなかで、独占時代から引き継ぐ当該情報を営業活動に用いることは、公
		正競争を阻害するものであります。
		よって、このような利用は正当性を欠くため、速やかに停止させるべきである
		と考えます。
		「(ケ)IPv6マルチプレフィクス問題解消のためのNTT東西とISPとの間で行わ
		れている協議が公正競争上の問題が生じる結論とならないよう注視が必要と
		の意見(意見52)について」の検証結果(案)
		[弊社意見]
		NTT東西がISP事業を行うことは当然のことながら、NGNにおけるIPv6マ
		ルチプレフィクス問題の解決策として、NTT東西がエンドユーザにIPv6アドレ
		スを付与する方式(NTT東西によるインターネット接続機能の提供)を採用す
		ることも、NTT再編時の趣旨等に照らして、そもそも認められるものではないと 考えます。
		そのため、活用業務としての認可申請を許容するかのような検証結果(案)は不適当であると考えます。

検証結果案		意見
(3)指定電気通	イ 引き続き注	「(シ)NGNに係る活用業務が認可されたことにより、NTT東西の業務範囲が
信設備制度に	視する事項	拡大し、NTT東西の一体化が進行しており、公正競争環境確保の観点から
係る禁止行為		は、現状の措置のみでは不十分ではないかとの指摘(意見57、58)につい
規制等		て」の検証結果(案)
		[弊社意見]
		NTT東西をはじめとしたNTTグループが、本来の規制の枠を超えて、自ら
		の理屈によって事業範囲を拡大していることがそもそも問題であり、NTTグル
		一プの市場シェアが高まる要因にもなっております。
		そのため、NTTグループにおける事業運営上の全ての行為に対して厳正な
		規制をかける必要があると考えますので、禁止行為規制や累次の公正競争
		要件の適用範囲拡大等、規制内容のさらなる強化を行うべきであります。
		また、活用業務については、今後認可を控えるべきであり、現在の認可業務
		についても改めて検証すべきであると考えます。
		「(セ)NTT西日本がキャンペーンと称して平成17年から開始した「光ぐっと割
		引」は、恒常的に提供されているため、適正コストを下回る料金設定になって
		いないかとの指摘(意見69)について」の検証結果(案)
		[弊社意見]
		NTT西日本がキャンペーンと称して平成17年から開始した「光ぐっと割引」
		は、実質的に3年以上継続して実施され、恒常的な料金メニューとなっている
		ことから、現に関西圏における競争環境に影響を与えていると認識しておりま
		す。
		そのため、約款料金だけでなく、「光ぐっと割引」を適用した場合の料金を含
		めて、料金設定の適正性を検証いただくよう要望いたします。
	ウ その他の事	  「(イ)NTTドコモ等をNTT東西の特定関係事業者に追加すべきという指摘(意
	項	見45、46)について」の検証結果(案)
		  [弊社意見]
		昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証に引き続き、NTTドコモやNTT
		東西の県域等子会社等に係る問題点や懸念が指摘されていることを踏まえる
		と、既に電気通信事業法第30条第3項に係る禁止行為規制の適用だけでは
		十分でないと考えます。
		よって、早急にNTTドコモやNTT東西の県域等子会社を特定関係事業者と
		して指定すべきであると考えます。